



# 宮 崎 県 公 報

令和8年6月15日 (月曜日) 第 721 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 1	
公 告	
○宮崎県労働委員会委員の推薦手続 …… (雇用労働政策課) 1	
○まいわし太平洋系群に関する令和8管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更 …… (漁業管理課) 5	
○特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る縦	

覧について …… (漁業管理課) 5	
病院局公営企業告示	
○指定納付受託者の指定について …… 5	
○指定公金事務取扱者の委託について …… 5	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数 …… 5	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数 …… 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 457号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040- 198、1040- 201、1040- 202、1040- 203、1040- 204 (以上5筆国有林。)
- 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

### 宮崎県告示第 458号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 小林市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

第46期宮崎県労働委員会労働者委員 (中川育江) から辞意の表明があったため、労働組合法 (昭和24年法律第 174号) 第19条の12第3項及び労働組合法施行令 (昭和24年政令第 231号) 第21条第1項の規定により補欠の労働者委員を任命するので、労働組合に委員の

候補者の推薦を求める。

令和8年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 任命する委員の数  
労働者委員 1人
- 推薦できるものの資格  
(1) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。
- 推薦される候補者の資格等  
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。  
なお、国家公務員法 (昭和22年法律第 120号) 第 104条、地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 第38条、国会法 (昭和22年法律第79号) 第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。
- 推薦する委員の候補者数  
候補者の数は、制限しない。
- 推薦期間  
令和8年6月15日 (月曜日) から令和8年7月7日 (火曜日) まで
- 推薦の方法  
(1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。  
ア 推薦書 (別記様式第1号) 1部  
イ 労働組合法施行令第21条第3項の宮崎県労働委員会の証明書 (証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。) 1部  
ウ 被推薦者の履歴書 (労働組合歴及び一般職歴を記載すること。) 1部  
エ 委員候補者調書 (別記様式第2号) 1部
- 推薦書類の提出先  
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務

事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

第 46 期宮崎県労働委員会の補欠委員（労働者委員）の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所属団体名 及びその地位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

拘禁刑以上の刑（令和 7 年 6 月 1 日前にした行為の処罰については禁錮以上の刑）に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第 46 期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年6月3日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	15,239トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第 137号）第17条第11項において準用する同条第4項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

令和8年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類の名称  
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案（北浦地区）
- 縦覧場所  
宮崎県農政水産部漁業管理課及び宮崎県北部港湾事務所
- 縦覧期間  
令和8年6月18日から令和8年7月7日まで

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年6月15日

宮崎県病院局長 重黒木 清

- 指定納付受託者の名称及び所在地
  - 三菱UFJニコス株式会社  
東京都文京区本郷3丁目33番5号
  - 宮銀カード株式会社  
宮崎市橋通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入  
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等

- 指定納付受託者として指定をした日  
令和8年4月1日

病院局公営企業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年6月15日

宮崎県病院局長 重黒木 清

- 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
弁護士法人エジソン法律事務所	東京都千代田区神田錦町1丁目8番11号 錦町ビルディング4階・8階

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における未収金（患者又は関係者が負担すべき診療費のうち未納となっているもの）
- 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年6月1日現在次のとおりである。

令和8年6月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

- |  |          |
|--|----------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 17,309人  |
| 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 208,179人 |

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年6月1日現在次のとおりである。

令和8年6月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	108,756人
都城市選挙区	44,099人
延岡市選挙区	31,576人
日南市選挙区	13,370人
小林市・西諸県郡選挙区	13,876人
日向市選挙区	15,928人
串間市選挙区	4,427人
西都市・西米良村選挙区	8,143人
えびの市選挙区	4,760人
北諸県郡選挙区	6,743人
東諸県郡選挙区	6,983人
児湯郡選挙区	17,840人
東臼杵郡選挙区	7,069人
西臼杵郡選挙区	4,910人